

今昔物語集天竺二部における説話定着の一方方法

— 大唐西域記と今昔物語集の関係 —

竹 村 信 治

1. はじめに

「もはや明らかであろう。今昔物語集が依拠したのは単なる和訳本大唐西域記ではあり得ない。それは、旅行見聞記としての原姿をほとんどとどめない、説話部のみを和訳抄出し話としてのまとまりと体裁を整えたものだったと考えなければならぬ。—— 中略 —— もうそれを説話集、ないしそれに準ずる資料とみなしてさしつかえないのではあるまいか⁽¹⁾」

右は、大唐西域記と今昔物語集の関係について、現在のところ最も信頼できる見解である。理由として次の七点が指摘されている。

- (1) 大唐西域記を出典とする本集説話は和文脈の要素がまざっている⁽²⁾
- (2) 本集中の大唐西域記関係話には仮名書自立語が頻用されている⁽³⁾
- (3) 大唐西域記と今昔物語集にはプロット・描写に相当の距離があり、

その距離は出典関係の確実視される文献を承けた場合に生ずる距離とは質を異にする⁽⁴⁾

(4) 本集話には大唐西域記との構成・文脈・素材の相違が見られる。

(5) 本集が大唐西域記に直接依拠したとすれば到底生ずるはずのない齟齬が散見する。

(6) 大唐西域記を源泉とする本集話に地理的説明を著しく簡略化したものが多い。

(7) 大唐西域記を源泉とする本集話のうち、巻四第25話と巻五第1話

はそれぞれ宇治拾遺物語138・91話と母胎を共通にする。

さらに、この判断をふまえて、大唐西域記と今昔物語集の中間媒体の姿は、

大唐西域記に増補・改変・整形を加えた、おそらくは法相宗に縁の深い者の手になる資料（但し、これを今昔物語集編者の依拠資

料として直結させることについては躊躇されている。(5)

以上の御所論は全面的に首肯されるものと考えられる。今昔物語集編者は、確かに、大唐西域記から説話を直接蒐集し収録することはなかったであろう。法相宗に縁の深い者の手になる原資料、或いはそれを承けた説話資料に採られていた、大唐西域記所収原話の姿をほとんどどめない形の説話に、編者は依拠したと見られる。

では、今昔物語集編者にとって大唐西域記は何等関係をもたない文献であったか。私はそうは考えない。如上の御説を全面的に認めただ上、本稿では、大唐西域記が編者に注記用文献として用いられた可能性を検討する。そこに今昔物語集編者の説話定着の際の手法を窺うこともできるであろう。

2 卷五第26話末尾段落の異質性

今昔物語集卷五「天竺林中盲象、為母致孝語第二十六」は次のような話である。(日本古典文学大系本の段落の切り方に従い、段落ごとの梗概で示す。以下同様にする。)

(I)天竺の一中中に子象が盲目の母象の世話をして暮らしていた。

(II)ある時、その林中に迷った男を子象は助けたが、男は国王に香象の林中にいる由報告して捕獲することを勧めた。

(III)子象は捕えられたが水・草を食はず、それを怪んで問う王に盲目の母象のことを話した。王はそれを憐んで子象を林中に放した。

(IV)話末注記文

本話は大唐西域記卷九摩伽(掲)陀国下条所収の一説話を源泉とする。本話を引く関係説話は他に金言類聚抄卷二十四「香象子養母事」があるが、これはいくらかの省筆を含みつつ源泉を直訳した叙述を中心としている。それは同書の編集方針に基くものと見られるが、これに対して今昔物語集話の場合には、源泉説話との叙述の対応が疎である段落と密である段落との二様相が認められる。即ち、(I)・(II)・(III)段落において本集話叙述は加筆を伴う意識した語り口であり、(IV)段落は直訳的な対応をもっているのである。

まず(I)・(II)・(III)段落を検討する。

(I)・(II)・(III)段落における今昔物語集話の叙述を詳細に源泉説話と比較すると、そこに多くの加筆・変改が見出される。

(I)今昔、天竺三一ノ林有り。其ノ林中ニ一ノ盲タル母象有ケリ。

一ノ子ノ象有テ、其ノ母ノ盲ニシテ行ク事モ元クテ居タルヲ養ヒケリ。菓・蘆ヲ求テ令食メ、清キ水ヲ汲テ令飲ム。(以上(I)段落)

如此ク等テ年来ヲ経ル程ニ、一人ノ人有テ……………

(……………其母盲也。採藕根汲清水。恭行孝養與時推移。属有一人遊林……………)

これは本話冒頭の比較資料であるが、傍線部分に加筆をいうことができる。前者の加筆は資料(Ⅱ)に引く部分に変改を加えたものであるが、後者の加筆は説明的加筆と見られる。それは源泉の波線部からのものであろうが、両者を対照すれば文脈の相違を指摘すること

ができる。

(ロ)此ノ象ノ子、此ノ人ノ道ニ迷ヘルヲ見テ、哀ビノ心ヲ放シテ道ヲ教ヘテ返シ送リツ。

(象子聞而怒焉導之。以示帰路。)

ここの「見」(聞)の相違は次に示す道に迷った男の描写の異なり

(傍線部)

(イ)一人ノ人有テ此ノ林ノ中ニ入テ忽ニ道ニ迷テ出ル事ヲ不得ズシテ、

悲ビ歎ク事无限シ。

(属有一人遊林迷路。彷徨往来悲号慟哭。)

によると考えられるが、いずれにしても齟齬といえる。「道ヲ教ヘテ返シ送リツ」での対応関係は意識と見ておく。

(ニ)国王、此ノ事ヲ聞テ自ラ軍ヲ引將テ彼ノ林ニ行給フ。此ノ申ス人

ヲ指南ニテ行テ象ヲ狩ル。此ノ人、象ノ有ル所ヲ指テ王ニ申ス。

(王納其言興兵往狩。是人前導指象示王。)

全体に小さな加筆が行われているが、源泉の波線部と本集話の傍線部との間に文脈上の変改が見てとれる。この類の対応関係は(四)段落中にも指摘できるもので、本話についての比較結果における一傾向といつてよい。

(典廐ノ者、此レヲ見テ恠ムデ、国ノ王ニ申ス、「此ノ象、水・草ヲ

不食ズ」ト。国王、自ラ象ノ所ニ行テ此ノ事ヲ問給フ、「汝子何

ナレバ水・草ヲ不食ザルゾ」ト。

(典廐者以聞。王遂親問之。)

これは今昔物語集所収話をその依拠説話と比較して見る時の一般である会話文の加筆。

(象答テ云ク、「我が母、盲シタルニ依テ行ク事无シ。然レバ年来

我が養フニ依テ命ヲ持ツ。而ルニ、カク被捕ヌレバ、母ハ、養フ

者无クシテ日来ニ成ヌレバ、定メテ餓ヌラム。此レヲ思フニ、悲

ビノ心深シ。我レ、何デカ水・草ノ食ヲ啜ハム」ト申ス時ニ、

(象子曰。我母盲冥累日飢餓。今見幽危詎能甘食。)

これは加筆(傍線部)と意識の列である。この説明的な加筆は資料

(イ)の後者と呼応するものである。

(ロ)国王、此レヲ聞テ哀ノ心ヲ放シテ象ヲ放テ遣フ。象、喜テ林ニ返ヌ。

(王怒其情也。故遂放之。)

源泉の波線部に対応する傍線部は一つの変改と見られよう。傍線部

後者は加筆である。

さて、以上のような(イ)・(ロ)・(四)段落における本集話と源泉との叙

述の対応関係のあり様には、前節で示した大唐西域記と今昔物語集の直接関係を否定する諸理由の内、(3)(両者間での描写における距離)・(4)(文脈の相違)・(5)(齟齬)の三点を指摘することができる。

これらは本話が大唐西域記に直接取材したことを否定する証左となるであろうが、さらに、本話冒頭の記述には注意すべきである。即ち

(今昔、天竺ニ一ノ林有り。

とあって、そこには地理的説明が見られない。(「天竺」は地理

的説明と認めない。)今昔物語集においては、

(四)今昔、天竺ノ乾陀羅国ニ大王有り、波斯利迦王ト云フ。(卷四第16話)

という形で地理的記載が行なわれるのが普通であるから、これは異例といわなくてはならない。つまり、ここにおいても大唐西域記と今昔物語集の直接関係を否定する理由(6)を見出すのである。

このように見てくると、その検討の結果は、(I)・(II)・(III)段落で構成される本話の中心説話叙述が大唐西域記を直接翻訳・翻案したものとより大唐西域記と本集との中間媒体である「旅行見聞記」としての原姿をほとんどどめない、説話部のみを和訳抄出し話としてのまとまりと体裁を整えたもの」に依拠したことを教えていると言つてよいだろう。

次に(IV)段落を見る。

(IV)段落は(I)・(II)・(III)段落と異なり源泉の叙述と直訳的な対応をもっている。

(又)其ノ象ノ子ト云ハ今ノ釈迦仏ニ在マス。菩提樹ノ東ニ連禪那河

ヲ渡テ大ナル林有り。其ノ中ニ卒都婆有り。其ノ北ニ池有り。其所ニナム此ノ盲象ハ住ゲルトナム語り云ヘタルトヤ。

(菩提樹東渡尼連禪那河大林中有卒塔婆。其北有池。香象待母処也。如來在昔修菩薩行為香象子。)

②・③・④文は直訳的な対応である。⑤文は説話末文としての変改が加つたと見てよいだろう。①文は今昔物語集天竺部の前生譚・本生譚を語る説話におけるこの一文の文型・位置に統一する変改であ

る。

贅言は要すまい。(I)・(II)・(III)段落における源泉との対応のあり様に比べて(IV)段落が直訳的な対応をもつことは明らかである。

ところで、(IV)段落が源泉とどのような密な対応をもっている事実にはどのような意味があるのだろうか。(I)・(II)・(III)段落の検討において、その比較結果に基き、それらの本集話叙述が大唐西域記に直接するものでなく両者の中間媒体たる説話資料に依拠したものと推定しておいた。ではこの(IV)段落もその依拠資料にあつた叙述の姿であるのだろうか。しばらく、説話内容叙述の主要部である(I)・(II)・(III)段落と話末注記部分である(IV)段落とにおける、この源泉との対応のあり様の異質性に注目して、その含み持つ意味をさぐることにする。卷五第26話の類似例は卷四第4話について指摘できる。

なお、(IV)段落に対応する源泉叙述として引いた部分は、大唐西域記の当該記事の冒頭にあり、「居北山中遊此池測」を挟んで資料(I)の引用に接続する。

3. 卷四第4話諸段落の性格

今昔物語集卷四「拘拏羅太子、扶眼依法力得眼語第四」は、継母の邪恋を斥けた為に憎まれた拘拏羅太子がその奸計に失眼するが放浪の末父王と再会し説法聴聞の人の涙で開眼する話である。日本古典文学大系の段落に従えば、説話内容を叙述する(I)・(II)段落とその話末注記である(IV)段落とからなっている。大唐西域記卷三呬又始羅

因条に見える一説話を源泉とするが、それを今昔物語集話の直接依拠したものということはできない。

本話の關係説話は法苑珠林・経律異相にも見えていたが、それらとともに阿育王経を原拠としたもので、説話内容も本集話の(1)と(7)段落に相当する部分しかない。本朝の説話資料では宝物集・三國伝記にこの話がある。三國伝記のは本集話との間に多くの相違点をもち別に考える必要があるが、宝物集での記載は、

俱那羅太子のまなごをくじると云は、阿育王のきさき、まゝ子のくなら太子をおもひかけ給ふて、太子かたく辞し申給ふによりて、ふたつのまなごをくじり給ふ事なり。

という短いもので、推察の域を出ないがこれも本集話の(1)と(7)段落をふまえた要約と見られる。

關係説話がいずれも(1)と(7)段落を説話内容とする話であるという右の事実は一見ともに(1)と(7)段落の説話内容をもつ本集話・大唐西域記間の近さを意味するようにも思われるが、両者間の叙述の対応のあり様はそれを否定する。

説話内容の叙述部分である(1)と(7)段落について大唐西域記話と比較すると、(1)と(7)段落が疎な対応を示し(7)段落が密な対応を示す。更に(1)と(7)段落について詳細に見ると、大唐西域記より法苑珠林・経律異相の叙述内容の方が本集話に近い場合が見出せる。例えば、太子が父王から与えられた国の名を比べて見ると、本集(「徳又尸羅」、法苑珠林(「得又尸羅」、経律異相(「徳又尸羅」、大

唐西域記(「呬又始羅」となる。又、太子が父王の城に着いて琴を引く場面(7)段落)では、

(4)カ、ル程ニ、太子、父ノ大王ノ宮ニ自然ラ迷ヒ至レリ。何コトモ不知ズ、象ノ厩ニ立寄タルニ、人有テ、見レバ、女ニ被曳テ一人ノ盲タル人有リ。如此キ流浪シ給フ程ニ様モ披レ形モ衰ヘ給ヒニケレバ、更ニ宮ノ人、太子ト云フ事ヲ不思懸ズ、象ノ厩ニ宿シヌ。夜ニ臨ニ琴ヲ曳ク。

・大唐西域記(「乞貳自濟」)流離展転至父都城。其妻告曰。此是正城。嗟乎飢寒良苦。昔為王子今作乞人。願得聞知。重申先責。於是謀計入王内殿。於夜後分泣对清風。長嘯悲吟。篋。鼓和。

・法苑珠林(「夫婦相将弹琴歌乞以自存活」)展転而行。帰還本国。欲入王宮。門人約之。即至門外象厩中宿。向曉弹琴。自言苦事。

・経律異相(「鳩那羅共其婦。從徳又尸羅國還阿育王所。二人生来未曾履地。其身軟弱不堪作業。鳩那羅善於鼓琴。復能歌吹。隨其本路乞食濟命」)漸漸遊行至於本國。欲入宮門。時守門人。不聽其前。既不得前而復還。出往車馬厩。於後夜中鼓琴而歌。

とあって、大唐西域記と遠く法苑珠林に近いことがわかる。この外、父王が事の真相を知って継母を殺そうとするのを太子が制止する場面(7)段落)でも、大唐西域記には「其王心知継室為不軌也。無所究察便加刑辟」とあって制止したことは見えないが、法苑珠林・経律異相にそれが見える。さらに継母の名「帝尸羅又」が法苑珠林(「帝失羅又」)にだけ見出せるなど、本集話は大唐西域記・法

苑珠林・経律異相の三者が混合した叙述内容をもっているのである。右の事実を編者の三者校合による説話形成と解するのは適当でない。(I)と(II)段落には三者のいずれとも対応を持たず、しかも編者の営為を考えることも難かしい部分がある。太子への恋慕の心を拒絶された継母が謀計をめぐらす場面がそれである。今昔物語集では継母が父王に、

(切)此ノ太子ハ我レヲ思ヒ懸タル也。大王速ニ其ノ心ヲ得給テ太子ヲ誠メ給ベシ

と讒言し、それを「此レ定メテ后ノ讒謀也」と看破った父王が太子を徳又戸羅國に免がれさせている。ところが大唐西域記では、継母は「我國の要地たる呾叉始羅國の統治は仁孝の聞え高い太子をおいて任すべき人はおりますまい」と進言し、それを喜んだ父王が派遣したという恰好である。又法苑珠林・経律異相は彼國で起った暴乱の鎮圧に父王が太子を遣わしたとしている。諸原典と今昔物語集話との間の齟齬は明白である。この外、太子の眼を抉らせる場面展開、父王に事の真相が知れるいきさつ、など多く本集と諸原典との直接関係を否定する材料は見出される。

ここで考えあわせられなくてはならないのは宝物集の記述である。それが本集話の(I)と(II)段落の題材を要約したものと見られることについては先述したが、これが今昔物語集成立当時の拘那羅太子説話の流布していた形とはいえないだろうか。いま考察を経てきたような三原典話を混合した姿を今昔物語集話がもっている事実は、

その推測を一層強くさせるのである。つまり、今昔物語集巻四第4話の(I)と(II)段落は諸原典を離れて一説話を形成していた拘那羅太子説話を踏まえたものと見られるのである。

巻四第4話の(III)・(IV)段落が大唐西域記話と緊密な対応をもつことは次の例から明らかである。まず窠沙大阿羅漢に父王が太子の復明を願うことば(III)段落)。

(切)願クハ聖人、慈悲ヲ以テ我が子ノ拘那羅太子ノ眼ヲ本ノ如クニ令得メ給ヘ

(唯願慈悲令得復明。)

そして大阿羅漢の誓願のことば(IV)段落)。

(切)凡ソ我が説ク所ノ法ハ諸仏ノ至レル理也。理、若シ不実ナラズシテ説ク所ニ紕繆有ラバ、此ノ事ヲ不得ジ。若シ実有ラバ、願クハ此ノ衆ノ涙ヲ以テ彼ノ盲シタル眼ヲ洗ハムニ、明ナル事ヲ得テ、見ル事、本ノ如ラム

(凡吾所説諸仏至理。理若不真説有紕繆。斯則已矣。如其不尔。願以衆淚洗彼盲眼。眼得復明明視如昔。)

この近似する叙述が両者の直接交渉を意味するのか、或いは前述の流布説話型(I)と(II)段落の部分)とつながって本集依拠資料にあつたものか、ここでは断言を避けて、(I)と(II)段落における源泉との対応とそれが質を異にしている点に注目しておく。

さて、次に説話末注記部分である(III)段落を見る。

(III)段落の説話末注記はその注記内容によって二つに区別できる。

一つは(Ⅷ)段落に入れても差支えないもので、説話内容の後日譚である。

(Ⅷ)其ノ後、大臣・百官ヲ召テ、或ハ宮ヲ退ケ、或ハ過失ヲ免シ、或ハ外国ヘ遷シ、或ハ命ヲ断ツ。

(王及責彼輔臣詰諸僚佐、或黜或放或遷或死。)

これを(Ⅷ)・(Ⅷ)段落と同様直訳的な対応と見てよいであろう。

いま一つの説話末注記は巻五第26話のそれと同様地理的説明を主要内容とする。

(Ⅷ)彼ノ太子ノ眼ヲ扶シ所ハ、徳又戸羅國ノ外、東南ノ山ノ北也。其ノ所ニハ率堵婆ヲ立タリ。高サ十丈餘也。其ノ後、國ニ盲人有レ

バ、此ノ率堵婆ニ祈請スルニ、皆明カニ成テ本ノ如ナル事ヲ得ト云ヘリトナム語リ伝ヘタルトヤ。

(Ⅷ)城外東南南山之陰有卒堵婆。高百余尺。是无憂王太子拘浪擎。為瞿母所誣扶目之処。無憂王所建也。盲人祈請多有復明。)

①・②における対応の複雑さはここが地理的注記であるところからくるもので、両者の近さを否定するものではないだろう。(9)それどころか、源泉①の「城」を「徳叉尸羅國」と理解しているところ(その表記から本話が一般流布説話を踏襲した(Ⅰ)・(Ⅷ)段落の部分とこの関係がうかがえる。つまり流布説話に基き源泉の「城」を解釈したのである。)、③「百余尺」を換算したあたりを見ると、両者の近さは自ずから察せられると思われる。

以上、巻四第4話における大唐西域記と本集話との叙述対応のあ

り様を検討した。その結果、前節の巻五第26話と同様、説話内容叙述部分と説話末注記部分とが源泉との叙述対応のあり様に質的相違をもつ点が指摘できよう。さらに、本話では、説話内容叙述部分についても、流布説話を踏襲したと見られる(Ⅰ)・(Ⅷ)段落と大唐西域記に近似する叙述をもつ(Ⅷ)・(Ⅷ)段落との異相が見出せる点に注意すべきだろう。

なお、ここでも、説話末注記二種中後者に対応するとして引いた大唐西域記の叙述(Ⅷ)は、同記当該記事の冒頭にあるものである。

4. 大唐西域記源泉話に見られる「異質性」の検討

大唐西域記を源泉とする今昔物語集話のうち、源泉叙述との対応の仕方の異なる部分が一説話中に共存している場合を、二節にわたって述べた。この異質性について、特にそれをもたらした理由について以下考える。

右に見てきた異質性を考える上で注目しなくてはならないのは、それが「旅行見聞記としての原姿をほとんどどめない」説話資料に依拠したと見られる説話内容叙述部分(意識的)と源泉記事冒頭の叙述を以てした説話末注記部分(直訳的)とについてのものがある点である。そしてその注記部分が地理的説明に関するものである点である。

今昔物語集が話の時代・舞台・登場人物に正確を期したことは周知の通りである。説話の舞台・地名はふつうその冒頭に資料(Ⅷ)の

ように記されるのを原則とする。一方大唐西域記は玄奘三蔵の旅行見聞記であり、道中通過した国ごとにその地につわる仏教的色彩の濃い話を収録している。このような大唐西域記は今昔物語集の方針にとって好都合の書であった筈である。ところが大唐西域記を源泉とする今昔物語集話には地理的記載の方針を逸脱した場合が多い。

地理的記載を冒頭にもつ説話 — 卷一第38話、卷三第7話、卷四第16・17・25・26・27話、卷五第17話（卷三第11話）

地理的記載を冒頭以外にもつ説話 — 卷三第8話、卷四第4話、

卷五第1・2・26話

地理的記載をもたない説話 — 卷四第5・11・12話、卷五第13・

27話

このような事実について森正人氏が、

地理的説明の略化は今昔物語集の段階での問題ではなく、その依拠資料の限定を強く受けたと考えられる。

との見解を示しておられる。やはり、今昔物語集が直接依拠した資料で地理的記載が略される傾向にあったのだろう。

ところで、先に見た卷四第4話・卷五第26話の場合、その冒頭に地理的記載がない。森氏の指摘に従えば、これは「依拠資料の限定を強く受けた」ためと見られる。そしてそれは二説話の説話内容叙述部分「旅行見聞記としての原姿をほとんどとめない、説話部のみを和訳抄出し話としてのまとめ」と体裁を整えたものに依拠したと考えられることと符合する。今昔物語集の直接依拠したもの

はそのような性格をもった「説話集、ないしそれに準ずる資料」であったのであろう。

では、その依拠資料に今昔物語集話に見られるような話末注記部分があったのだろうか。ここで注意したいのがその部分に見える説話内容叙述部分との異質性である。即ち直訳的叙述と源泉話との叙述位置のことなりと（本集話における付加注記の様相）についての異質性である。これを依拠資料がすでにかかえこんでいたものとする見方もありえよう。しかしながら、少なくともこの二点の異質性に注目するならば、それを生んだいきさつを依拠資料への注記という視点から考える必要は尚残されているように思う。地理的記載を冒頭以外にもつ例を、さらにもう一例あげてみよう。そこには注記が今昔物語集の時点で付加されたことを窺わせる材料がある。

卷三「罽婆羅竜語第八」は、乳酪を奉ることを忘れ謹責を受けた牛飼が大いに王を怨み悪竜となって殺そうとしたが仏がこれを止めた話で、冒頭は、

(イ)今昔、天竺ニ一人ノ牛飼フ人有リ、國王ニ乳酪ヲ奉ルヲ以テ役トセリ。

となっている。そこに地理的説明が記されていないことは、他の大唐西域記・今昔物語集間の直接関係を否定する理由 — 例えば、

(ウ)其ノ時ニ國王、大ニ嘆リ給テ、使ヲ彼ノ牛飼フ者ノ許ニ遣シテ責ムルコト无限シ。(既獲謹責。)

(「謹責」＝「遺責」をふまえた誤記。)

(以汝チ、努メ、其ノ事不可怠ス。

(正法穩没其事無替。)

(「替」ハ「怠」を替た誤訳。)

(亦、若シ汝ガ本ノ毒心、茲ル時有ラバ、我ガ此ノ留メ置タル影ノ像

ヲ可見シ。

(汝若毒心甚怒。當觀吾留影。)

(「怒」ハ「故」を替た誤訳。)は、聞書による誤謬を残したまま説話化された資料に依拠したために本集話に存在すると見られ、本集が源泉に直接依拠したとすればあり得ない齟齬である。一とあわせ、本話が「話としてのまとまりと体裁を整えた」説話資料に依拠したことを教えている。

さて、本集話における地理的説明は説話末にも見えない。源泉は大唐西域記卷二那揭羅曷国条の一記事であるが、その冒頭には次の地理的記載がある。

①伽藍西南深淵峭絶。瀑布飛流、崖壁立。東崖(岸)、石壁有大洞穴。

瞿波羅竜之所居也。門徑狭小、窟冥闇。崖石津滴、(蹊)徑余流。

この源泉叙述は今昔物語集話の次の部分と対応を示す。

②ト誓テ、巖ノ高キ所ニ昇テ身ヲ投テ死ヌ。願ノ如ク惡竜ト成

テ、寺ノ坤ニ深キ合有リ、峻ク峻クシテ恐シ、氣ナル事无限シ。

其ノ谷ノ東ノ岸ニ壁ヲ塗タル様ナル高キ石有リ。其ノ石ニ大ナル洞

ノ穴有リ、峒ノ口狭クシテ内極テ暗シ。其ノ峒常ニ渦ヒ、テ水滴

リ、此ノ大竜、其ノ峒ヲ栖トス。

地理的記載が冒頭以外にある場合と違ってよいだろう。そしてその対応のあり様は、意識とはいふものの源泉の叙述に即したものであつて、「伽藍」を「寺」としているあたりに両者の近さが窺われる。また対応の緊密さに欠ける③文の場合でも、それは先の音通・同訓による誤訳と明らかに異なる意識といふべきで、むしろ源泉叙述に即した訳出の工夫と見ることもできよう。ここに、この地理的記載部分とそれ以外の依拠資料を踏襲したと見られる部分との異質性も指摘できると思われる。

ところでここで注意したいのは、右の本集話叙述引用中の波線部に見られる文の不整合である。「願ノ如ク惡竜ト成テ」が以下叙述と応じていない。むしろこれは、⑦「其ノ峒ヲ栖トス」に続くと考えられるのである。

一体に今昔物語集に見られる文の不整合は編者の手にかかる場合が多いと考えられる。それ故今昔物語集の不成立、編者の学識のそれ程高くないこと等も説かれることになる。それと一見矛盾するようであるが、依拠資料として確実視される諸資料との比較を試みるとわかるように、今昔物語集は一内容を一文で表現する説明的な語り口をもつていて、依拠資料が長文である場合、屈折の多い文である場合には、それをいくつかの短文に切つて叙述している。したがつて依拠資料に文の不整合がある場合にはそれを分断してそれぞれ一文として叙述する。ところが、依拠資料にないものを編者が自ら加筆しようとした場合、文の不整合が生まれている。それらは後日

再稿の際手が加えられる筈であつたのだからそのままになつたらしい。今昔物語集の稿本性もそこいふことができる。この巻三第8話の場合もこの一例と見られる。

ではなぜこのような不整合が生じたのか。

本集話の右の引用場面に対応する源泉の叙述は次のようなものである。

(イ)願為悪竜破国害王。即趣石壁投身而死。遂居此窟為大竜王。

両者を比較すればわかるように、本集話叙述①・②・③・④・⑤・⑥・⑦は源泉叙述の「此窟」に対応している。本集話叙述は源泉記事冒頭の地理的説明と叙述対応する。即ち、これは、「此窟」を更に詳しく説明しようとして源泉記事冒頭の地理的説明を運用したので本集話の姿であることを教えると思われる。そこに注釈意図をい

うことは容易である。依拠資料にあつた叙述、そこに加筆が行なわれる過程については様々な場合が考えられようが、本集話叙述①・⑦をもたない依拠資料に対し地理的説明に関する注釈意図が働いたことはいえる。そして、そこに文の不整合が見られる。つまり、文の不整合は今昔物語集編者が依拠資料に地理的説明を注釈意図に基き加えようとしたところに生じたものである。

本話に見られる文の不整合が編者の地理的注記加筆の結果であると考えられることは重要であろう。それは、今昔物語集編者が地理的説明を注釈として依拠資料に加えることのある事実を示唆している。このことが今昔物語集一般にどれ位敷衍できるかはわからない。

いが、少なくとも先に検討した巻四第4話・巻五第26話における説話末注記部分の存在はここで想起されてよい。説話内容叙述部分との叙述の異質性・地理的説明であること・源泉で冒頭にあるものを位置をかえて用いること、この三点で三説話の注記部分は共通性をもっている。いずれの場合も、編者が依拠資料に注釈意図に基き加筆したものと見られるのである。

では編者は何によってこの注記を行なったのか。注記部分がそれぞれ源泉叙述と直訳的対応をもっていることから推せば、それを大唐西域記原典と考えることも可能であろう。さらにそれは、巻三第8話の話末に次の叙述を見出すことによって有力な根拠を得る。

(ウ)唐ノ玄奘三蔵ノ天竺ニ渡テ此ノ峒ニ行テ其影像ヲ見奉テ記シ置給ヘル也トナム語伝ヘタルトヤ。

この注記が今昔物語集編者によるものかどうかは一考を要するが、少なくともそれは、編者が本話の出典を大⁽¹⁾唐西域記であると知り得た事実を伝えている。とすれば、これに導かれて原典を見、さらにはそれとの対校を経て地理的注記を加えることがあつたと考えてもよいのではないだろうか。

今昔物語集編者は、大⁽¹⁾唐西域記を源泉とし伝承の間に「話としてのみ」とまとまりと体裁とを整えた姿を得て依拠資料に収録されていた説話を、基本的には踏襲した。ただ、その説話に出典注記のある場合、或いは自らの記憶でその出処をたぐりよせることができた場合には、依拠資料に大⁽¹⁾唐西域記原典によって地理的説明を注釈的意図

のもとに付加して、説話を本集に定着した。編者において、大唐西域記は「注記用文献」として、実際に使用せられたものと考えられる。依拠資料に典拠注記があった場合はそれに導かれ、ない場合には自らの記憶によつたのであるから、大唐西域記を源泉とする本集話のすべてにこの営為を認めることはできない。説話冒頭に地名記載をもつものも或いはこの営為の結果かとも思うが、根拠はない。

大唐西域記を源泉とする今昔物語集話の数例に見られる源泉叙述との対応の仕方の一話内における異質性は、以上のような本集天竺部の説話定着のいきさつを語っていると思われる。

5. 「注記用文献」大唐西域記の利用

― 話材付加・説話配列の参考資料として ―

大唐西域記が、それを源泉として「話としてのまとまりと体裁とを整えた」姿にまで交改の加えられた依拠説話に対する「注記用文献」として、今昔物語集編者に用いられたと考えられることを指摘してきた。私はこれを、別欄で述べた類型的説話形成による説話定着とあわせ、「今昔物語集天竺部における説話定着の方法」と考える。その主体的営為を極度に否定されつつある編者の、最低限指摘し得ると考える説話集編纂者としての技術を、そこに認めるのである。そして更には、これらを基礎において今昔物語集で編者のなし得たものが何であったかを見定めようというのが、私の企てなのである。最後に、大唐西域記が編者の「注記用文献」であったとした上で

いうことのできる編者の営為を二例あげる。

一つは、大唐西域記が「注記用文献」としてだけでなく「話材付加」の役割も果たしたと見られることである。3節において、巻四第4話には説話内容叙述部分(Ⅰ)→Ⅱ段落)に源泉と直訳の対応をもつ話材(Ⅲ)→Ⅳ段落)がある事実を指摘した。それは依拠資料を踏襲したと見られる(Ⅰ)→Ⅳ段落と異質であるが、さらにここに文の不整合を見出すのである。しかもそれはⅣ段落とⅢ段落の連結点にある。

① 大王哭キ悲ムテ、菩提樹ノ寺ニ一人ノ羅漢在マス、名ヲバ寔沙大羅漢ト申ス。其ノ人、三明六通明カニシテ、人ヲ利益スル事、仏ノ如シ也。② 大王、此ノ羅漢ヲ請ジテ申シ給ハク
③ (時菩提樹伽藍有寔沙羅漢大阿羅漢者、四弁無礙三明显足。王将

盲子陳告其事。)

この対応が近似するものであることはいまいうまでもないが、冒頭の「大王哭キ悲ムテ」は以下の文に应ぜず、③文に続くもののように見られる。文の不整合であるといつてもよいだろう。これは依拠資料の(Ⅰ)→Ⅳ段落とそれになく大唐西域記話材とを繋ごうとした意図に出る「大王哭キ悲ムテ」の加筆がもたらしたものと考えられ、編者の手にかかるものである。そこに、依拠資料への話材の付加という編者の営為もまた、看取ることができると思われる。

いま一つは、大唐西域記による注記・話材の付加が本集説話配列にも関係していると思われることである。

卷五「僧迦羅・五百商人、共至羅刹國語第一」は、五百人の商人と共に南海に漂流し島の女を妻とした僧迦羅が、女の羅刹鬼化身であることを知り観音の助けによって島を脱出して後、羅刹鬼を亡し島の王となった話で、卷五冒頭「国王列伝」十話の最初に配列されている。実は、この配列を可能にしたのは大唐西域記による叙述の付加であったと考えられる。

本話は大唐西域記卷十一僧迦羅國条の一説話を源泉とするが、本集話は宇治拾遺物語第91話のごとき叙述を備えた説話に依拠したものと考えられている。このことは源泉・本集・宇治拾遺物語の三者について叙述を比較すれば明らかであろう。若干の表現上の異なりは国東文麿氏もいわれるように「編者の編纂意識に準じて整備を加えたもの」と見られる。

一方、本集話と宇治拾遺物語との決定的な相違はそれぞれの説話を把握のあり所に見出せる。本集話は先にも記したように国王列伝として把握している。ところが宇治拾遺物語のそれは観音靈驗、或は祈請観音功德譚としてあったように思われる。源泉に観音の下りがないことも一証だが、何よりも宇治拾遺物語を踏まえたと思われる記事が宝物集（九卷本）の「第二にふかく三宝を信じたてまつりて仏になるべし」項の「大聖観世音菩薩」条にあることは有効である。

この説話把握の相違は説話叙述の上での次の二点における差異によって具体化されている。即ち、

①人名の相違

僧迦羅（今昔物語集）・僧伽多（宇治拾遺物語）

②説話末一段（如段落）における叙述内容の相違

然レバ僧迦羅、其ノ国ノ王トシテ二万ノ軍ヲ引具シテゾ住ケル。本ノ栖ヨリモ樂クテゾ有ケル。其レヨリ僧迦羅ガ孫、今ニ其ノ国ニ有リ。羅刹ハ永ク絶ニキ。然レバ其ノ国ヲバ僧迦羅國ト云フ也トナム語リ伝ヘタルトヤ。

（二百人の軍を具して、その国にぞ住ける。いみじくたのしかりけり。今は僧伽多が子孫、かの国の主にてありとなん申つたへたる。）

である。そして②の部分、大唐西域記には、

（）招募黎庶遷居宝洲。建都築邑遂有国焉。因以王名而為国号。

とある。国王列伝としての説話把握が源泉以来のものであったのがわかる。

依拠資料で観音靈驗功德譚であった説話を、大唐西域記の記事に基き、僧伽多を「僧迦羅」に改め、話末に叙述を付加・加筆することによって、今昔物語集は国王列伝説話にした。そしてこの営為を経て、卷五第一話の配列位置も又、得ることになった。このように考えることができる。それは、大唐西域記による注記・話材の付加が本集説話配列にも関係した、ということになろう。そこに編者の説話定着の際の説話配列と関連をもつ営為をうかがうことも可能である苦ものである。

以上、諸先達の御所論の読みとりに誤りがないかどうか、又資料

の扱い方が適当かなど不安がなくもないが、大方の御叱正を仰ぐこととして筆をおくことにする。

(注)

(1) 森正人氏「大唐西域記と今昔物語集の間」(国語と国文学、昭50・12)

(2) 寒河江実氏「今昔物語集の文体と出典に関する一考察」特に巻

四、五における和文脈要素の混在について」(語文、昭39・

3)

(3) 山口佳紀氏「今昔物語集の形成と文体―仮名書自立語の意味するもの―」(国語と国文学、昭43・8)

(4) 注(1)と同じ。以下諸理由の(3)から(7)はすべて同氏説による。

(5) 注(1)と同じ。

(6) 大唐西域記本文は大正新脩大藏經第五十一卷所収のものを用いた。引用に際し、旧漢字体は新漢字体に改め校異は括弧で示した。尚、中田祝夫氏『古点本の国語学的研究―訳文篇』に石山寺本の本文が収められている。それにある卷(一・三・四・五・七)についてはそちらを用いた。また、今昔物語集本文は日本古典文学大系を用いたが、旧漢字体は新漢字体に、分書きは一に行に改めた。

(7) 九卷本宝物集五、本文は古典文庫本(273p)によった。

(8) 石山寺本で「呬又始羅国」の「呬」に、「夕反」の傍注が付きされている。

(9) 石山寺本で①は「城外東南、山之陰」とあり、「陰」には「キタ」の傍訓がある。

②注(1)と同じ。

①同様の出典注記は今昔物語集巻五第31話の關係説話である打聞集第20話、宇治拾遺物語第17話にも見え、本集独自のものといえない。

②宮田尚氏「今昔物語集と大唐大慈恩寺三藏法師伝―その交渉をめぐって―」(国文学研究―梅光女院大―3)によれば、これは大慈恩寺三藏法師伝のこととも考えられるが、それには説話が記されていないので、この注記を説話についてのものと見て大唐西域記を指すと見る。

③「今昔物語集天竺部における説話定着の一方法―類型的説話の検討―」(国文学攷 83号・昭54)

④片寄正義氏「今昔物語集の研究上」第二編第二章第五節(一)(513p) (昭18)

⑤「今昔物語集と扶桑略記」(国文学研究、昭32・8)。尚、そこで氏は、

相似点を相当強く指摘しうるところの相似説話にあつては、宇治拾遺の姿のもの(説話表現)が今昔のそれより「より以前」の姿(説話表現)を示しているということができよう。と述べておられる。

⑥「大聖勸世音菩薩は、極楽には弥陀左脇の弟子、娑婆には施無

畏のぼきつなり。身を三十三に変じて、十方の衆生をみちびき、
かたちを六趣に現じて、五道の群類をすくひ給。身はらせつ女
のふところにいれども、心に念ずればなんもなく、「命は」せ
んだらがほこにのぞめ共、おもひをかくればくをまぬかる。定
業よくてんじ、大悲苦にかはり給ふ。」（古典文庫本、22ペ）
初巻五第2話は第1話源泉記事直前の記事を源泉とする説話で、
第1話の場合と同様のいきさつを繕て本集に定着されたと見ら
れるが、他に関係説話が見出せないで今は措く。

（付記）

本稿は、昭和53年度提出修士論文の一部を改稿したものである。

— 広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学 —